

介護保険だより

平成29年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成30年度以降の請求方法について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の改正により、平成30年度以降の請求方法について以下のとおり変更となりますので、御留意ください。

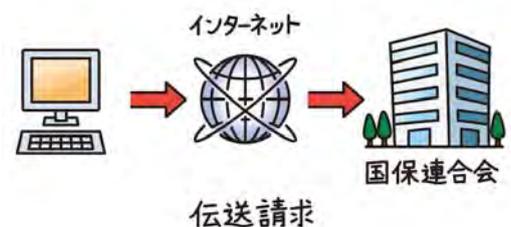
1 I SDN回線での請求

I SDN回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで） いっばいで認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

なお、インターネット請求に変更するためには、本会に介護給付費等の請求及び受領に関する届を変更する月の前月10日までに提出していただく必要があります。

詳細については、『「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について』を御参照ください。



2 書面での請求

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで） いっばいで認められなくなりますので、早期にインターネット請求等への切り替えをお願いいたします。

ただし、同省令附則第2条の経過措置により、特例として次の（1）から（3）までの条件に該当する請求事業者については、「その旨を審査支払機関に届け出る」ことにより、書面での請求が認められます。

（1）附則第2条に係る条件

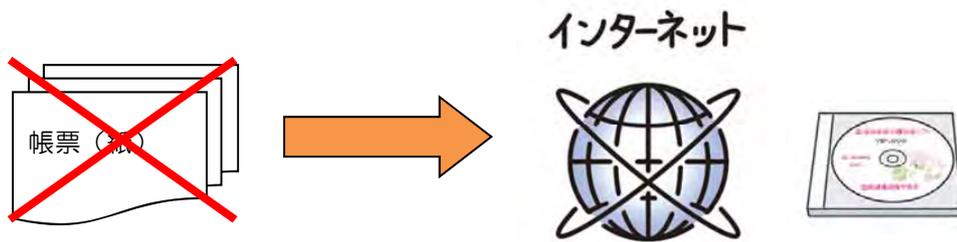
- ア 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護に係る介護給付費等の請求のみ行う場合
- イ 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護以外の1種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求を行う場合

(2) 附則第3条に係る条件

従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

(3) 附則第4条に係る条件

- ア 電気通信回線設備の機能に障害が発生した場合
- イ 電子請求を行うための電子計算機及びソフトウェアの導入作業が未完了である場合 他



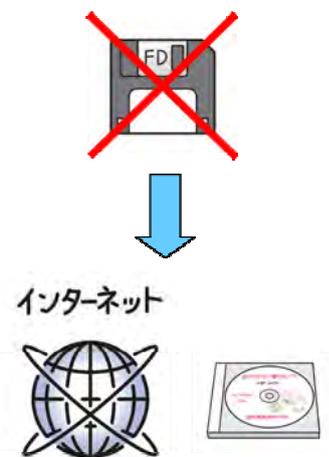
平成30年度以降の請求方法について、詳しくは別添の厚生労働省作成資料（2種類）を御参照ください。

フロッピーディスク（FD）での請求終了について

介護給付費等又は総合事業費の請求については、インターネット及びISDN回線による伝送での請求が原則となっていますが、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条に基づき、磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクでの請求も認められています。

フロッピーディスク（以下、「FD」という。）については、フレキシブルディスクに含まれますが、FD自体の市販が限定的であり事業所での入手が困難であること、また、請求データを取り込む際に必要なFD用ドライブの調達が困難であることから、本県では平成28年3月をもってFDによる請求の取扱いを（原則）終了させていただきました。

つきましては、早期にインターネット請求またはCD-R等での請求に切り替えていただきますようお願いいたします。



「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について

事業所の届出内容に変更が発生する場合、介護給付費等の請求及び受領に関する届（以下「届」という）を提出してください。

1 提出期限

以下のとおり、毎月提出期限を設定しています。

（１）請求方法を変更する場合

- 例）・請求方法を磁気媒体から伝送に変更したい
- ・伝送用電話番号を変更したい
- ・請求方法をISDNからインターネットに変更したい 等

変更する月の前月10日までに届を提出します。

例）8月（7月サービス提供分の請求を行うとき）から請求方法を変更したい → 届の提出期限は7月10日です

※ なお、ID・パスワードの早期受領を希望される場合は、届の備考欄にその旨を記載してください。

（２）介護給付費の振込先や口座名義を変更する場合

- 例）・別の口座に振込先を変更したい
- ・社名等の変更により、口座名義を変更した 等

変更する月の10日までに提出してください。

例）8月末の振込から口座名義等を変更したい
→ 提出期限は8月10日です

（３）事業所名称、所在地、電話番号等を変更する場合

- 例）・事業所名称を変更した
- ・事業所が移転した 等

変更が発生した場合は、指定を受けた機関（県庁又は市役所等）に届け出た上で、本会にも速やかに届を提出してください。

なお、提出の時期によっては、処理の都合上、本会からの帳票類に変更前の事業所名称等が表示されることがありますので御了承ください。

2 お願い

（１）届を作成する際には、変更がない箇所についても必ず御記入ください。

（記入漏れや押印漏れ等があると受理できない場合があります）

（２）振込口座や口座名義人の変更の場合は、通帳の表紙と見開きページのコピーを必ず添付してください。

（３）開設者と口座名義が異なる場合には、委任状と印鑑証明書が必要となります。

3 その他

届の用紙は、本会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載されていますので、御覧ください。

平成29年度 介護保険事業所苦情処理研修会開催について

介護保険事業所苦情処理研修会を以下のとおり開催いたします。

なお、申込み案内等の配布については、平成29年8月上旬頃を予定しております。

- 1 開催日時 平成29年9月26日（火）13時00分から16時20分まで
- 2 研修会場 群馬県社会福祉総合センター 大ホール
群馬県前橋市新前橋町13-12
- 3 募集人員 300名
- 4 日程表

時間	内容
12:00	受付
13:00	開会 主催者挨拶 来賓挨拶
13:10	講演 演題「国保連合会の電話相談（仮）」 講師 本会介護サービス苦情処理委員長 橋本 和博 氏
14:10	休憩
14:20	講演 演題「人と人をつなぐコミュニケーション（仮）」 講師 ディーヴェル 金子 恭子 氏
16:20	閉会

- 5 研修会に関する問い合わせ先
027-290-1376（介護保険課苦情・障害係）



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



介護給付費等の
請求は

インターネットで！

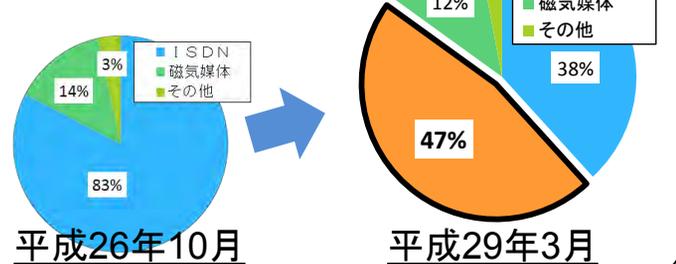
ご利用中のインターネット回線で請求可能

ISDN回線のコストを削減

高速通信で快適かつ安定した送受信

電子証明書等を用いた高度なセキュリティ

既に、請求の約5割がインターネット請求です！

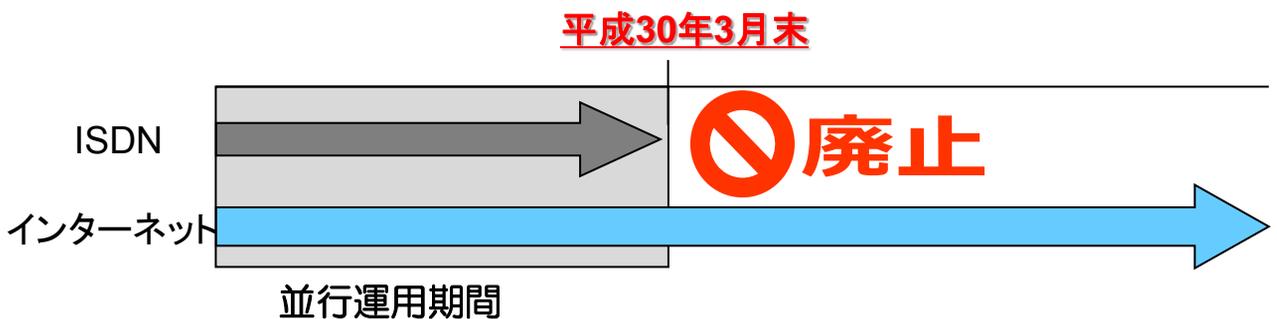


ISDN回線による請求は平成30年3月末まで！！

【ISDN回線による請求について】

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日厚生省令第20号）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則としています。

ただし、平成30年3月末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能です。

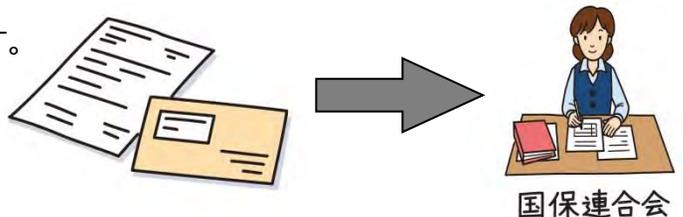


請求区分（請求方法）がISDNのままになっていませんか？

インターネット請求に移行する際は、請求区分（請求方法）の変更が必要となります。

請求区分がISDNであった場合は、**請求方法変更の届出**を国保連合会へ提出し、請求区分を「インターネット」に変更しましょう。

※平成30年3月末でISDNでの請求は廃止されます。



詳しくは裏面へ

インターネット請求を開始するための手順

【インターネット請求開始の流れ】

伝送ソフトの購入先に確認し、インターネット請求に対応した伝送ソフトを入手し、インストールする

国保連合会へ請求方法変更の届出を提出する

国保連合会から介護電子請求受付システムのID、パスワード等が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領

電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う ※1

電子証明書発行完了通知メールを受信

電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストールする

インターネット請求開始 ※2

※1 電子証明書（有効期間3年）の発行手数料について

介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円

※2 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

ISDN請求の終了間際は、ヘルプデスクが混雑することが見込まれます。できるだけお早めにインターネットに移行することをお勧めします。

介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

インターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク ※平成29年4月1日より変更となりました

TEL 0570-059-402 FAX 0570-059-422

電子メール mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

電子請求受付システムの動作環境

- ・OS Microsoft® Windows® 10 Home/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 8.1/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 7 Starter/Home/Premium /Professional/Enterprise/Ultimate (Service Pack 1)
※日本語(32bit)版及び日本語(64bit)版の対応となります。
※Microsoft® Windows® 7のStarterエディションは、限定用途で使用するスモールノートPCでの利用を前提としており、電子請求受付システムで必要とする画面の解像度が確保できない場合があります。そのため、電子請求受付システムでは、Starter以外のエディションを推奨しています。
- ・ブラウザ Windows® Internet Explorer® 11.0
- ・メモリ Windows® 7、8.1及び10 日本語(32bit)版の場合 1GB以上のRAM※(推奨2GB以上)
Windows® 7、8.1及び10 日本語(64bit)版の場合 2GB以上のRAM※(推奨4GB以上)
- ・HDD セットアップ用に1GB以上(別途データ保存領域が必要)

平成30年4月より、介護給付費の請求は 原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

※一部例外規定があります。



インターネット（伝送）による請求

- ・インターネットがご利用可能なP Cがあれば利用できます。
- ・I S D N回線による請求は平成30年3月末をもって廃止となります。

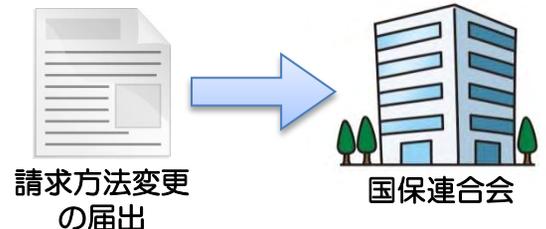


CD-R等（電子媒体）による請求

請求方法の変更にあたっては、国保連合会への届出が必要です。

現在の請求方法を変更する場合は、**請求方法変更の届出**を該当の国保連合会へ提出してください。（届出用紙の取得にあたっては各国保連合会のホームページをご参照いただき、不明な点は国保連合会にお尋ねください）

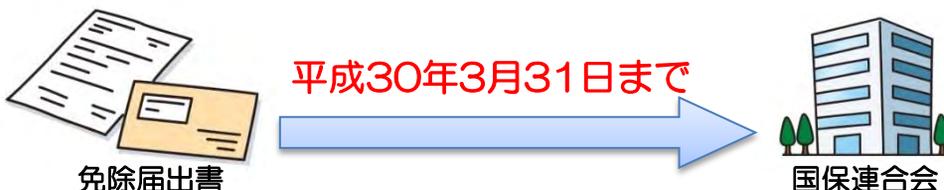
なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めにお願いたします。



平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、事前の届出が必要です。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日）」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、**平成30年3月31日までに**、免除届出書（※）を該当の国保連合会に提出する必要があります。

（※）「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に規定。



書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- 支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等（下記参照）であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
 - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあつては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」より抜粋

- ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であつて、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。
 - イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ハ 支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所
 - ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設